

稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する要領

平成27年11月19日教育長決裁

稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する要領（平成25年1月25日教育長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱を実現するため、稲城市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う児童及び生徒への表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰対象）

第2条 表彰の対象となる者は、稲城市立学校に在学する児童若しくは生徒（以下「個人」という。）又は当該児童若しくは生徒を構成員とする団体（以下「団体」という。）とする。ただし、委員会が他の学校に在学する市内在住の個人に表彰することが適当と判断した場合は、その限りではない。

（表彰基準）

第3条 表彰は、次のいずれかに該当すると委員会が認める個人又は団体について行う。

- (1) 人命救助又はこれに類する行為を行った者
- (2) ボランティア活動等を自主的に行い、他の模範となるべき行為のあった者
- (3) 学術・文化・スポーツ活動において、著しい成果を収めた者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に表彰することが適当と委員会が認めた者

（表彰候補者の推薦）

第4条 推薦者は、学校長、保護者及び団体の代表者とする。

2 推薦者は、前条各号に規定する者のうち、適当であると認める者（以下「候補者」という。）があったときは、推薦調書（様式第1号）を作成し、教育長に提出することができる。なお、提出はインターネット上での申請に代えることができる。

3 教育委員会は、児童及び生徒への表彰に関する事項を、推薦者に対して広く周知するものとする。

（推薦調書の審査）

第5条 教育長は推薦された候補者の中から、稲城市教育委員会児童・生徒表彰審査会（以下「審

査会」という。)の審査を経て、被表彰者を決定し、委員会に報告するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、原則として毎年度1回行う。

2 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、記念品を併せて授与することができる。

(審査会の設置及び所掌事項等)

第7条 委員会に審査会を設置する。

2 審査会は、第5条に基づき推薦調書を審査し、その結果を教育長に報告する。

3 審査会委員は、教育部長、教育指導担当部長、教育総務課長、教育企画課長、教育指導担当課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長の7人をもって組織する。

4 審査会会長は、教育部長をもって充てる。

5 審査会は、必要に応じ、会長が召集する。

6 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

7 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

8 審査会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年1月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成27年11月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和元年12月18日から施行する。

付 則 (令和2年6月25日教育長決裁)

この要領は、教育長の決裁のあった日から施行する。

付 則 (令和3年11月30日教育長決裁)

この要領は、教育長の決裁のあった日から施行する。

付 則 (令和4年8月25日教育長職務代理者決裁)

この要領は、教育長職務代理者の決裁のあった日から施行する。

付 則 (令和7年9月8日教育長決裁)

この要領は、教育長の決裁のあった日から施行する。

付 則（令和8年3月27日教育長決裁）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。